

裁 決 書

審査請求人 ●●●●

審査請求人が令和 7 年 7 月 2 3 日付けで提起した、青梅市長（以下「実施機関」という。）が同年 7 月 7 日付け青健生第 3 4 2 号で行った公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、令和 8 年 3 月 3 1 日付け青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（以下「答申書」という。）を受けて、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和 7 年 6 月 2 5 日、実施機関に対し、青梅市情報公開条例（平成 3 0 年条例第 3 1 号）第 5 条第 1 項の規定にもとづき公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- 2 実施機関は、令和 7 年 7 月 7 日、本件公開請求に対し、本件処分をし、公文書公開決定通知書（青健生第 3 4 2 号）により、審査請求人に通知し、同年 7 月 2 2 日、審査請求人は本件処分があったことを知った。
- 3 審査請求人は、令和 7 年 7 月 2 3 日、実施機関に対し、本件審査請求をした。
- 4 実施機関は、令和 7 年 9 月 2 5 日、本件審査請求について、青健生第 6 5 2 号により、審査会に弁明書の写しを添えて諮問をした。
- 5 前記 4 の諮問を受けた審査会は、令和 7 年 1 0 月 1 日、当該諮問に添付された弁明書の写しについて、青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 9 年条例第 3 2 号）第 9 条第 1 項の規定にもとづき、審査請

求人へ送付の上、同条例第6条第4項の規定にもとづき、実施機関からの弁明書に対する反論書（以下「反論書」という。）の提出を求めた。

6 前記5の求めを受けた審査請求人は、令和7年10月3日、審査会に反論書を提出した。

7 審査会は、令和8年1月9日、本件審査請求にかかる会議を開催し、実施機関の口頭説明および委員による協議を行った。

審査請求人等の主張の要旨

本件審査請求に関する審査請求人および実施機関の主張の要旨は、別添答申書における「4 審査請求人の主張の要旨」および「5 実施機関の説明の要旨」のとおりである。

裁 決 の 理 由

本件審査請求に関する実施機関の判断は、別添答申書における「1 審査会の結論」および「6 審査会の判断」と同様である。

よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、答申における「6 審査会の判断（4）付言」において指摘のあったとおり、実施機関において、業務の方針や実施方法を決定するに当たり、その根拠となる公文書を作成することは、内部の意思決定過程を明確にする観点からも重要なものであると考える。実施機関においては、行政運営における重要な意思決定過程等について、公文書を作成するとともに適切な管理に努めることとする。

令和8年6月2日

青梅市長 大勢待 利 明

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。